

8.報告事項

～福津市児童家庭相談の現状と取組について～

【現状】

≪福津市における要保護・要支援児童・特定妊婦数(令和4年度)≫

○要保護児童 68名(0～18歳人口の0.5%)

(福間中校区：23名 福間東中校区：27名 津屋崎中校区：18名)

○要支援児童 229名(0～18歳人口の1.6%)

(福間中校区：128名 福間東中校区：55名 津屋崎中校区：46名)

○特定妊婦 12名

ここでの特定妊婦は、子育て世代包括支援センターで母子手帳交付の際のアンケートにおいて特定妊婦を判定後、こども課と包括支援課との協議し、より支援が必要な場合に要対協事務局が受理したものをいう。(通常特定妊婦は包括支援センターで支援を行っている)

※要保護児童：児童福祉法第6条の3第8項

保護者のない児童又は、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

要支援児童：児童福祉法第6条の3第5項

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第8項に定める要保護児童に該当するものを除く)

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

≪児童虐待について(令和4年度)≫

○児童虐待相談件数 275件

うち 身体的虐待 100件(主な虐待者は実母が多い)

心理的虐待 151件(主な虐待者は実父が多い)

性的虐待 2件(主な虐待者は実父)

ネグレクト 22件(主な虐待者は実母が多い)

→夫婦喧嘩による面前DVの通告や、親の精神疾患や児童の発達障害等で虐待になるケースが多くみられる。

【令和4年度の取組み】

≪子ども家庭総合支援拠点について≫

令和4年4月の子ども家庭総合支援拠点設置に伴い、虐待対応専門員、子ども家庭支援員、

家庭児童相談員を配置し、専門性を活かしたよりよい支援ができるように取り組んでいます。

《リスクアセスメントツール活用について》

通告の際にツールの1つである「リスクアセスメントシート」を活用することにより、より迅速に宗像児童相談所との共有ができるようになった。また今後は、R5.1月に出された「市町村と児童相談所の連絡・調整ルール」を活用し、よりスムーズに児童相談所と連携ができるように取り組んでいきます。

《子育て世代包括支援課との連携について》

昨年度から適用している「福津市における幼稚園・保育園通園児の欠席対応ルール」に則り、不登園児等に対して、登園の働きかけや保護者への支援をしています。また、月2回会議をもち情報連携を行っています。

今年度からのこども家庭部、今後のこども家庭センター化へ向けてより連携しやすい環境を整えることで、よりよい支援ができるように取り組んでいきます。

《学校との連携について》

学齢期の相談に関して、いじめ・不登校相談は市教育委員会内の教育相談やスクールソーシャルワーカー等が対応していますが、その中に潜むDVや虐待事案を発見した場合にはその都度連携しながら支援を行っています。また、こどもの特性や家庭環境に起因すると考えられる問題行動などにも、市教委と連携しながら支援しています。

令和4年4月1日には「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」が制定され、県や県民、市町村が一体となって虐待から子どもの生命と権利を守るため、取り組んでいかなければなりません。今後は更に学校と連携を強化するために、虐待対応の手引き等を活用し、共通のツールの作成を考えています。

また、昨年度は実務者研修会を8月と11月に行い、8月の研修では県立大学の奥村准教授を講師にお迎えして、「要対協を活用した児童虐待の対応についてのメリット等」を、11月の研修では宗像児童相談所相談第二課の山崎課長を講師にお迎えして、「教育現場における児童虐待とその対応について」をご教授いただき、虐待対応への理解を深めることができました。今年度も実務者研修会を行い、児童虐待の未然防止研修等を行っていく予定です。

《関係機関との連携について》

令和2年より宗像警察署・宗像児相・宗像市と「宗像・福津児童虐待防止プロジェクト」を立上げ、児童虐待防止に力を入れています。11月の児童虐待防止推進月間には主任児童員・青少年指導員等の地域の方々も一緒にJRの2駅で虐待防止の呼びかけを行いました。合わせて、保育園、学童保育所等の研修会において、第一発見者になりうる先生方へ宗像署と宗像児相から虐待発見のポイント等をお話ししていただきました。今年度は更に内容を充実させていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

今後は虐待防止の啓発活動を通して、病院や療育、放課後デイサービスなど様々な機関との連携も強化していきたいと考えています。